



(コメントする広津議員)

経過措置期限の延長も要望

共済懇話会、第2回国會議員懇談会開く

共済の今日と未来を考え

る懇話会は五月十七日、『第2回国會議員懇談会』

を東京・永田町の参議院議員会館で開催し、自主共済団体と各党の議員が出席し

た。

冒頭、全国保険医団体連合会の住江憲勇会長が登壇し、「我々の切実な声をご理解いただき、ご協力願いたい」と挨拶した。

続いて、兵庫県知的障害者施設利用者互助会の福田和臣理事長が同懇話会がまとめた「訴え（私たちの願い）」として、①自主共済を新保険業法の適用除外とする議員立法を超党派で早急に実現してほしい、②各党国會議員から、議員立法等で自主共済を今後とも継

続できるようにしたい、などの決意を示していた。

しかし、二〇〇八年三月三十一日までの経過措置期間の期限が迫っており、各団体の制度存続に向けた検討や対応に相当の時間を要する場合や、適用除外が万一すぐに実現・具体化できない場合などは、とても対応しきれない。こうしたことを踏まえ、前項の議員立法による適用除外の要望に加えて、経過措置期限の延長などの対応を実現していただくようお願いする旨を要望した。

参加した国會議員からは①先日、国会の委員会でも、はじめにやっている共済を廃止しなければならぬというの、どこか法律におかしいところがあるのではないか、結社の自由は憲法で定められているのではないか、自主共済が続けられるよう申し上げたところ、金融担当大臣から、まじめ

などところは続けられるよう

再考するとの返事をもらった。ただ、保険会社にならなければならぬというの、おかしい。他の方法があると思う（自民党・広津素子議員）、②全国の自主共済が大変苦勞されていると聞いている。超党派で取り組み、議員立法提出を早期に実現させたい（民主党・田名部匡代議員）、③今日ができる限り皆さんの声を伺い、今後の活動に活かしたい（民主党・郡和子議員）、④前担当大臣の「実態に配慮する」という答弁は非常に重い。しっかり配慮していける法律を我々議員が作っていかなくてはならない（自民党・川条しか議員）―等のコメントが寄せられた。

懇話会メンバーの共済団体もそれぞれ報告を行い、前出の福田理事長は、「我々は、知的障害者が入院した時、付添が必要であ

ること、個室利用が求めら

れることの事実に対し、その費用を負担している。掛金や給付金は厚生省の調査データに基づき決めたものだ。本来、国に完全介護を徹底してほしいのだが、それも難しいので、互助会でがんばってやってきた。軽度の人は保険の対象になるが、対象にならない人も出る。このままでは保険難民が出る。我々は一人漏らさず、助け合おうという趣旨で出発した。この本来の目的を訴えていきたい」と語った。

また、研究者の立場から青山学院大学の本間照光教授は、「この問題は、超党派で解決すべきだ。共済や保険だけの問題ではなく、日本国民全体の問題だ。日本における協力の力、互いが互いを必要として支え合う共済の真価が問われている。力を合わせて乗り越えていきたい」と述べた。

NEWS